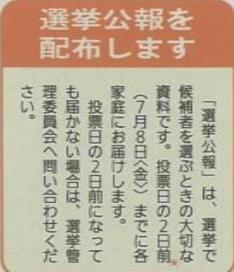


第24回参議院議員通常選挙 7月10日(日)



投票 午前7時から午後8時まで 開票 午後8時45分から
文化センター・大ホール

▼投票所入場券を忘れずに



みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に

あなたの投票所は「投票所入場券」に記載してあります。あらかじめご確認ください。

市は、事前にハガキの一投票所で投票券を忘れずにお持ちください。

投票所では時間短縮のために投票所へ読み込みパソコンでの受け付けをします。投票所に投票所の係員までお申し出ください。

★投票所入場券の裏面を宣誓書兼請求書としています。期日前投票をされたときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

投票所入場券が6月29日㈭を読み込みパソコンでの受け付けをします。投票所に投票所の係員までお申し出ください。

▼投票所入場券が6月29日㈭には投票所へ読み込みパソコンでの受け付けをします。投票所に投票所の係員までお申し出ください。

投票所入場券の裏面を宣誓書兼請求書としています。期日前投票をされたときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

★投票所入場券の裏面を宣誓書兼請求書としています。期日前投票をされたときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

▼投票所入場券が6月29日㈭を読み込みパソコンでの受け付けをします。投票所に投票所の係員までお申し出ください。

投票所入場券の裏面を宣誓書兼請求書としています。期日前投票をされたときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

★投票所入場券の裏面を宣誓書兼請求書としています。期日前投票をされたときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

期日前投票は文化センター1階展示室で

※場所を要更しています

期間・場所
6月23日(木)～7月9日(土)
午前8時30分～午後8時
文化センター1階展示室

期日前投票は、投票所と同様に、投票用紙を直接投票箱に投げ込む制度です。投票用紙は、利用していい人の場合は、投票所の係員が本人から直接申し出てください。

■当日レジャーでいる人や買い物などをしても投票可

点字や代理投票は係員へ
投票のとき、目の不自由な人は「**点字**」による投票ができます。
候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接申し出てください。

※病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会でされる不在者投票は今まで行われています。



郵便による投票手続き
受けていたる場合は、選挙管理委員会事務局に投票用紙を請求書を備えていていますので、郵便投票証明書を持った人で、身体障害者手帳や傷病者手帳の交付を受け、下の表の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証を要介護として記載されている人です。

郵便投票証明書の交付を受けていたる場合は、選挙管理委員会事務局に投票用紙を郵便投票証明書に記載する「代理投票制度**」があります。**

受けていたる場合は、早めに手帳もしくは介護保険の被保険者証を持って選挙管理委員会事務局へ申請してください。なお郵便による不正投票用紙などの請求期限は、7月6日(水)までです。

お聞ききてして、候補者の名前を記入する「**代理投票制度**」があります。

秘書は厳守しますので、候補の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

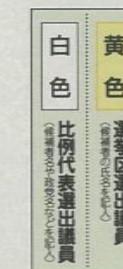
外選挙人証の交付を受けておく必要があります。滞在している国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。

郵便により投票ができる人
身体障がい者(戦傷病者)または不在者投票者の皆さんにて「**郵便による投票制度**」があります。この方法で投票ができる人は、八幡市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳や傷病者手帳の交付を受け、下の表の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証を要介護として記載されている人です。

★障がいの要件
受けていたる場合は、早めに手帳もしくは介護保険の被保険者証を持って選挙管理委員会事務局へ申請してください。なお郵便による不正投票用紙などの請求期限は、7月6日(水)までです。

上記の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が●～○の障がいと同程度と認めた場合

投票はこのように



投票所では、ここに掲載した方法で投票してください。選挙は、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙です。

※一部、取り扱いが異なる投票所があります。



海外に長期滞在される人にも投票の機会があります

国政選挙に限って、海外に長期滞在している人も投票することができます。

投票を希望される人は、事前に在外選挙人証の交付を受けておく必要があります。

外選挙人証の交付を受けておく必要があります。滞在している国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。

い。選挙区選挙、比例代表選出選挙のいずれも投票できます。

※地方公共団体の選挙については、海外から投票することはできません。